

岡本の国会での答弁

177-衆-災害対策特別委員会-10号 平成23年04月30日

○長島(忠)委員 この前、内閣委員会で質問したときと答えが違うんですよ。自然災害のものは市町村、県が避難所を開設して、一義的には市町村がやっていくということなんですけれども、原発の避難者については政府が一〇〇%責任を持ってやるというのが枝野官房長官の回答なんですよ。

だから、どこでやっているんですかと聞いているんですよ。

○岡本大臣政務官 今御指摘ありました避難所、それから避難される方もいろいろおみえだと思えます。課題を抱えてみえる方、例えば医療や福祉サービスが必要な方などの避難については厚生労働省の方で見ますが、先ほど経済産業省から御答弁ありましたように、原子力災害対策本部というのが一義的に今回の事態についての責任と権限を持って取り組んでいる、こういうことであります。

○長島(忠)委員 では、遠距離、早い時期に圏外に、原子力、いわゆる十キロ、二十キロですか、場合によっては三十キロの人もある、その遠距離に避難をされているところの把握と対策はどこでやっていらっしゃるのでしょうか。

○岡本大臣政務官 委員の御指摘がどういう把握か対策かというのはちょっとあれですけども、基本的に、どちらに避難をされているかということについても、当然のこととして市町村で把握をすることもありますけれども、我々としてもいろいろな避難所のあっせん等をしています。

ただ、個々別々に、例えば御自身でセカンドハウスをお持ちで、別の家に行ってそちらで暮らしをもう一度再建している、こういうような話であったりするとだれも把握ができないということはあり得ると思います。

すべての方をすべて把握するということではなくて、いわゆる自分では避難する先を確保できない方の避難所をまさに災害救助法で見ているということでありまして、自力で避難ができて、なおかつ、そこで自分の私財で生活再建できるような方についてはなかなかどこも把握ができないということになるかと思えます。

○長島(忠)委員 私の言っていることがわかりませんか。遠距離に避難をしているところは、一義的にどこが情報を伝えたり情報をいただいたりしていますか。

○岡本大臣政務官 それは市町村で把握をしていると思います。

○長島(忠)委員 では、そのことはされたんですか。被曝量がどれぐらいだかというのを、どこかの部署で、文科省がやったのか経産省がやったのか農水省がやったのか知らないけれども、それはやったんですか。

○岡本大臣政務官 人への影響という観点でいいますと、人も生物も同じですけども、結局、内部被曝して、先ほどちょっと中山政務官からの話もありましたけれども、外へ出る放射能だけではなくて、排せつ物にどのぐらい放射線が含まれているとか、もちろん、それが何らかの食用に供される場合には当然、乳とか肉とかというのはまた調べなきゃいけません、先ほど田名部政務官からの御答弁もありましたけれども、現実的に今出るという状況になっていませんから、スクリーニングもされていませんし、出るという段になったら、当然そういったさまざまな外部への影響というの

は評価をしなければいけない。

要するに、委員が御指摘のように、勝手に牛が歩いて出てきてしまったらどうなのかとか、野生生物が出てきてしまったらどうなのかというようなことまで言われれば、そこまではスクリーニングできませんけれども、実際人為的に出すというのであれば、当然その時点で調べるということになると思います。

○長島(忠)委員 問題意識は、私だけじゃなくて、御党のどなたでしたか、国会議員が中へ入ってビデオ撮影したのをどこか報道で流したじゃないですか。ああいう問題意識を持ったときに、入ってちゃんと、おたくの政党の議員だって撮っているじゃないですか。やろうと思えばできるんじゃないんですか。

厚生労働省にお聞きしたいんですが、仮設住宅はペットをどうしますか。

○岡本大臣政務官 まずその前に、避難所におけるペットですけれども、明示的に禁止をしているわけではないんですが、現実的にたくさんの方が集まっていると、先ほどの家畜も同じだと思いますけれども、委員御指摘のように家畜を家族だと思ってみえる方もいれば、必ずしもそういう、アレルギー等があって一緒に暮らせないという方もいるわけで、なかなか避難所に連れていくというのも難しいところがあります。

これからできる仮設住宅も同様に課題があると思います。例えば、小さなペット、愛玩動物の本当に小さなものから、ペットの大きさにもよると思うんですね。したがって、一概にはなかなか言いづらいというところがありますけれども、それぞれそのコミュニティの中での取り扱いということになるかと思えます。例えば、小さなペット、本当に自宅の中で飼えるようなカメラみたいなものであれば、これは自宅で飼えるんでしょうけれども、それがだんだん大きくなってくるとどうなってくるかということには、それぞれのケースでちょっと想定が変わってくると思います。

○長島(忠)委員 震災から七週間。七週間たって、避難所と仮設住宅のペットの状況が決まらないというのはどういうことですか。もともと住んでいた人というのは、コミュニティの中で犬や猫をお互いに飼って、お互いに認め合っていたんですよ。そのコミュニティを取り戻してあげれば、お互いに犬や猫を飼うのなんか認め合うじゃないですか。そういう発想じゃないですか。

だから、新たにいろいろな人をごちゃ混ぜにして、アレルギーがあるとかじゃなくて、もともとあったコミュニティを仮設住宅で取り戻してあげれば、もともと犬や猫を飼っていたわけじゃないですか。だって、七週間たって、そのことすら議論していなかったんだったら問題じゃないですか。

○岡本大臣政務官 もともとあった町、同じものができればいいんですが、仮設住宅は、御存じのように、一軒一軒隣が近いわけですし、ありていに言えば壁も薄いわけでありまして、隣で犬が鳴いているのがすぐ聞こえるわけです。飯舘と同じ町が同じものでできれば、当然、そこはペットが住める、家畜が飼えるわけでありまして、そうじゃないということはもう御承知おきのとおりでありまして、そこにおいてペットをどうするかというのは、我々が禁止するとかではなくて、まさにそのコミュニティで決めていっていただく問題だということを先ほどお話をしているだけで、政府としてだめだと言っているわけでもありませんし、それぞれのコミュニティで決めていっていただくことだと思います。

○江田(康)委員 最後になるかもしれませんが、医療提供体制の危機についてお伺いをさせていただきたいと思っております。

これは、事故発生当時から、南相馬市の医療関係者の皆様から届いてくるその声を常に察知しながら、私は質問に上げてまいりましたが、今回もまた大変大きな問題が生じております。

福島県南相馬市というのは、もう皆さんも御存じのように、二十キロ圏内の避難区域、計画的避

難区域、緊急時避難準備区域、三十キロ圏外と四つに分かれたんです。政府の自主避難などで多くの方が自主避難されましたから、一たんは一万人ぐらいに激減しました。ところが、解除されて、今四万人近くまで戻っている。

この中で、緊急時避難準備区域に入っておられる区域は、四つの総合病院があるんですけども、政府が入院の受け入れを規制しているんですね。それは、入院患者は緊急時の避難が困難という理由であるようでございます。三十キロ圏外に相馬市があります。相馬市の二つの総合病院がありますが、これは入院機能を持っているけれども満床だということで、そこも受け入れは困難になっている。

そこで、脳梗塞とか心筋梗塞とか救急医療が必要な患者さんは、時間を争っているのに、わざわざ福島市とか仙台市まで搬送しなければならない。極めてこれは危険な綱渡りをしているわけでありまして。さらに、入院規制があるために、南相馬市の病院は外来のみということですから、入院はできませんから、収入は激減ですね。それで、病院経営自体も危うくなっている。

果たして、緊急時避難準備区域といっても、住民はそこに普通に暮らせるようになっていくわけですか。ロードマップが示されましたけれども、原発の対応が長期にわたることが公表された今、その長期間にわたってこのような危険な綱渡りを厚生労働省はさせていくんですか。病院間の連携で対応するといっても、それはできていないのが現状だと聞いております。

本当に入院規制が必要なかどうか、この点を明らかにしないといけないと思いますが、このままにしておけば、せっかく震災で助かった命が助からない、救えないというようなことにもなりかねないわけでありまして。一体何を政府はしているのか。政府というより、政権は何をされているのか。市民の政権に対する信頼はもう地に落ちております。

政府は、政治というのは、新たな発表をしたときには、それがどんな影響があるのか、入院を規制すれば救急医療は崩壊するということを想定しているのか、それに対応できるようにしていくというのが政治であり、政府ではないですか。このような失敗を一度ならず何度も繰り返されているから、私は何度も取り上げているわけでありまして。

厚生労働大臣はこの南相馬市の問題を本当にわかっているか。現場に入って現場の声を聞いているか。私は、今の政権には現場の声が届いていないということを言わざるを得ないと思っております。このような状況をどうするのか、政府の見解を問います。いかがですか。

○岡本大臣政務官 今御指摘がありました緊急時避難準備区域における入院医療体制については、現時点においては、今委員が御指摘がありました南相馬市における四つの病院の中で、大町病院というところが五床、入院受け入れが可能ということになっているというふうに承知をしておりますし、南相馬市立総合病院につきましては、現在、段階的に再開ができるように、今調整をしております。いきなり、提供体制が整わない中、オープンしましたというわけにもいきませんし、もちろん、県や地元市町村との連携が必要になってくるわけでありまして、こういった状況にあります。

ちなみに、三十キロ圏からやや離れる、三十三キロほど離れていると聞きましたが、JA鹿島厚生病院についても、入院医療の正常化を前提に今具体的な協議を進めているところでありまして、それが整い次第、順次入院受け入れを可能としていく、こういう形になろうかと思っております。